

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準
(保育所版)

評価機関

名 称	NPO法人九州評価機構
所在地	熊本市中央区上通町3-15-4F
評価実施期間	平成25年5月20日～平成26年1月14日
評価調査者番号	06-085
	06-018
	06-014

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人 堀の口福祉会 (施設名) サン保育園	種別： 保育所
代表者氏名：理事長 那須志郎 (管理者) 園長 岡田豊美	開設年月日： 昭和54年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人 堀の口福祉会 経営主体：社会福祉法人 堀の口福祉会	定員： 70名 (利用人数) 83名
所在地：〒868-0303 熊本県球磨郡錦町大字西字堀の口18番地	
連絡先電話番号： 0966 38 2037	FAX番号： 0966 38 2137
ホームページアドレス	開設していない。

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事					
乳幼児保育・発達障がい児保育・延長保育・一時保育(自主事業)	遠足・運動会・発表会・マラソン大会・お泊まり保育・夏まつり・誕生会・保小連携・保育参観他					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
0歳児・1歳児・2歳児・3歳児・4歳児・5歳児・遊戯室・一時保育室・病後児保育室(医務室)・事務室・調理室・職員休憩室・談話室等	園庭・戸外遊具・室内遊具・倉庫・洗濯室・屋根付き駐車場・菜園・学童室等					
職員の配置						
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	
園長	1		保育士	6	10	
主任保育士	1		調理師	1	1	
保育士	3	10				
調理員		2				
事務員	1					
雇用員		1				
合計	6	13	合計	7	11	

資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

特に評価の高い点

詳細な中長期計画は理念や基本方針に基づき園のビジョンが明確にされている。

社会福祉法人堀の口福祉会中長期計画(以下中長期計画)は理念や基本方針に基づき作成されており、(1)経営組織(2)事業管理(3)財務管理(4)人事管理(5)環境設備からビジョンが明確に示されている。詳細に作成された中長期計画は高く評価できる。

園長が組織内での信頼のもとに高いリーダーシップを発揮しているとともに、職員もそれに応え、改善や専門性の向上に努めている。

毎月の職員の自己評価表に対して評価・分析が行われており、それによる改善も積極的に行い保育の質の向上に取り組んでいる。子どもの心の育ちや意欲、取り組む課程に配慮しながら、自らの保育実践を振り返り、改善や専門性の向上に努めていることは高く評価できる。また園長は、子どもの最善の利益を考慮し、経営や業務の効率化と改善に向け、人員配置や職場環境整備等が具体的に取り組まれている。

地域と連携・協力して子育て拠点として取り組まれている。

錦町の住民福祉課、地域の病院・学校、保健センター、保育所等、関連機関と連携を図り、小学校との幼保小連携会議や駐在所連絡協議会等の関係機関と定期的な連絡会も行っている。また消防署関係や幼児交通安全クラブ会議、防犯会議・錦町分館長、民生委員の方々と話し合う機会を設けており、地域と連携・協力して子育て拠点として取り組まれている。

改善を求められる点

明確な人事考課基準の作成と個人面接等の整備が期待される。

毎月職員一人ひとりの自己評価を行うことで個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立っている。しかし明確な考課基準は職員に示されておらず、今後は客観性と透明性を確保した考課基準の策定が求められる。

再発防止策だけでなく未然防止策の仕組みの構築が望まれる。

子どもの安全を脅かす事例として事故報告書を参考にして職員参画のもとで検証する仕組みを整備している。今後は事故を未然防止策としてヒヤリハット報告書を作成する等仕組みの構築が望まれる。

災害時の食料の備蓄とそのリストの作成が望まれる。

災害時に対応できるマニュアルがあり体制は整っているものの、災害時の食糧の備蓄やそのリスト作成、管理者の選定等を整備していくことが求められる。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H25.11.20)今回、初めて第三者評価を受けた中で、それぞれの職務を振り返る機会を持つことができ、日々子どもの目線に立った保育活動を実施していたつもりでありましたが、改善すべきことが多くあることに気づきそれをどのように実践に取り入れるべきかを経験年数に関係なく全員で意見を出し合い、改善に向けて取り組みました。施設を運営していく上で得るものが多くありました。受審結果、改善を求められた点のひとつ、ヒヤリハット報告書については、日々の保育活動を通して危ない点はその都度改善していましたが、文書化していませんでした。今後、周知を深めるために報告書を作成し安全保育に努めて参ります。他の改善点については責任者として早急に適切な対応を行い、今後も子どもの最善の利益を考え、ひとりひとりの子どもが心身共に健康で豊かな人間性を持ち、健やかな育ちができるよう、第三者評価受審を機会に更なる努力を続けていきたいと思ひます。

(H . . .)

(H . . .)

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>法人の理念やその基本方針の内容が明確に明文化され、入園のしおりにも掲載してある。また園内の各所や各部屋にも文書が掲示してあり、新年度の会議等でも全職員に周知してある。利用者に対しては、新年度説明会で入園のしおりを配布し、6月と1月の保護者保育参観時においても、理念や基本方針の説明を行うことで周知に向け継続的な取り組みがされている。</p> <p>またドロシー・ロー・ノルト氏の「子どもが育つ魔法のことば」をホールに掲示し、利用者に配布するとともに、大切な拠り所として日頃の保育の基本にもしている。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>社会福祉法人堀の口福祉会中長期計画（以下中長期計画）は理念や基本方針に基づき作成されており、(1)経営組織(2)事業管理(3)財務管理(4)人事管理(5)環境設備によってビジョンを明確にされている。また、第三者評価の項目に沿って、園の良さや独自性等を再確認しながら課題や問題点を明らかにして、解決に向け具体的に取り組みに活かせるように評価を活用している。詳細に作成された中長期計画は高く評価できる。</p> <p>事業計画では人材育成や子育て支援等、中長期計画の内容とも整合性が図られており、各担当部署からの事業報告に基づいて現場の状況の把握・評価も行っている。</p> <p>利用者に対しては新入園児説明会において年間行事予定や全体事業計画等を伝えている。</p>

<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>職務分担表にてその役割と責任について文書化しており、全体会議等において表明している。また平時のみならず、火災発生、不審者等への対応についても明確にその責任を示しており、職員非常連絡網を整備し、有事における役割と責任について信頼を得るとともにリーダーシップも発揮している。また、法令遵守の観点では関係資料を調べ、職員や利用者に関係するポスター等を張り出すなど、法令等に関する正しい理解に向けた取り組みを行っている。職員に対しても、毎月の職員の自己評価表に対して評価・分析を行っており、各保育計画を確認し改善を積極的に行い保育の質の向上に取り組んでいる。園長は、子どもの最善の利益を考慮し、職員の気持ちにも配慮しながら、経営や業務の効率化と改善と組織の理念や基本方針の実現に向け、人員配置、働きやすい職場環境整備等にも積極的に取り組まれている。</p>
<p>評価対象 1 経営状況の把握</p>	<p>子どもの世帯構成と地域の変化を把握するために錦町の広報誌を参考にし、保育制度や社会制度の変化にも敏感に対応する姿勢がみられる。毎月の園長会に欠かさず参加することで情報を収集している。また町の子育て支援のサークルの利用者等から、潜在的利用者に関するデータ等も収集し、把握された情報やデータから中長期計画や各年度の事業計画に反映させている。また、職員とも経営状況や改善すべき課題を会議や研修等で周知し、その対策を一緒に検討している。財務管理のコンサルタントに会計管理体制の整備状況を定期的に点検させる一方、組織運営・労務管理についても労務管理事務所の指導を受け、客観的な情報をもとに改善が実施されている。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>中長期計画の中で人事管理として職員の質の向上・人材の確保と育成について計画されている。有資格職員の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランを立てており、プランに基づいた人事管理を可能な限り行っている。園長を始め、職員が人事考課の目的や効果を正しく理解しており、毎月職員一人ひとりの自己評価を行うことで個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立っている。職員の意向の把握や就業状況を把握し、中長期計画にある人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行されている。基本方針や中長期計画や事業計画等の中に組織が職員に求める基本的姿勢や意識、求める専門性、研修の目的や方法も明らかにしており高く評価できる。職員には研修内容を発表する機会を与え他の職員のスキルアップに繋げている。実習生の受入れに関しては、保育士養成校等と連携し、実習生が計画的に実習で学べるようマニュアルを整備し体制を整えている。</p>

3 安全管理	<p>危機管理マニュアルを作成し、防火管理、地震、風水害、水難、落雷、竜巻、安全管理、事故、不審者侵入、交通事故、大気汚染、保健衛生、感染症、給食衛生管理、児童虐待と各項目に分けて子どもの安全確保に取り組んでおり、地元の消防署、警察などと連携をして訓練も実施している。また、遊具や備品等の点検は一年に一回は専門の業者が行っており、毎日職員が園内を点検し園内安全点検簿に記録することで安全確保に取り組んでいる。</p>
4 地域との交流と連携	<p>園庭開放を行うことで地域の保護者や子どもが保育所に遊びに来る機会を設け、また近隣のお年寄りを発表会などの行事への招待、お寺の花祭り等での交流、中学生とも職場体験の受入れをすることで交流を図っている。</p> <p>また自主事業として一時保育に取り組む一方で、行政、地域の病院・学校、保健センター、保育所等、関連機関と連携を図り、小学校との幼保小連携会議や駐在所連絡協議会等の関係機関と定期的な連絡会も行っている。虐待もしくは虐待が疑われる場合には児童相談所へ相談できるよう仕組みを整えており、消防署関係や幼児交通安全クラブ会議、防犯会議・錦町分館長、民生委員の方々と話し合う機会も設けている。</p>
<p>評価対象</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>利用者を尊重したサービスの提供について、利用者には園長が説明を行い、職員には4月の職員会議の中で説明を行っている。途中入園児については、言葉遣い、受け取り方についてお昼の時間や月曜日の全体集会で出来事を取り上げながら毎週行なっている。よりよい信頼関係作りについて、理念・目標を新任保育士にも伝えている。個人情報保護に関しては、職員からは誓約書を提出させたり、写真の掲示等については保護者からの承諾書を受理したりして個人情報の取り扱いには配慮している。緊急連絡書・保育要録・発達録・日誌類の保管についても、プライバシーの度合いに応じて鍵のかかる事務所内や施錠できるキャビネットで管理するようにしている。苦情解決体制規程、入園のしおりにおいて意見・要望・苦情を解決するための仕組みの導入については周知し、あがった意見に対しても適切に対応し、園全体の資質の向上につなげて、十分に機能していることが確認できた。</p>
2 サービスの質の確保	<p>週案・月案にて保育サービス内容の評価・改善が定期的に行われている。職員自己評価も毎月実施されており、昼の会議でもマニュアルに沿った評価が実施されている。園児の個人別経過記録については、年齢に応じた記録のとり方を園長自らが指導されて</p>

	<p>いる。個人別記録類は、保育園内に限り許可を得て持ち出しができ、使用後は職員室内の保管庫にて施錠保管されている。保護者からの記録開示要望にも適切な対応がされている。マニュアル類はホールに常備し、誰でもいつでも閲覧利用できるようになっている。利用者の状況が変わったときには昼の職員会議や伝達事項の会議の時間にスピーディに伝える仕組みがある。午睡時間には発達支援ケース会議を行い、錦町の発達支援の巡回相談も定期的に受け、その情報を職員間で共有している。</p>
--	--

<p>3 サービスの開始 継続</p>	<p>園のしおり、園便り、保健便り、給食献立等を毎月配布されている。個人情報承諾書、アレルギー調査書、そして園のバス及び公共バスの利用同意書、各行事（お泊り保育、園外バス保育等）毎の同意書、薬の依頼書、保護者名簿作成承諾書、個人情報保護について、延長保育申請書、特別保育事業の案内等はすべて入園のしおりに添付されており、新入園家庭には入園説明会にて説明し理解してもらっている。転園された際には、転園先の園に該当児童の状況を口頭で伝えている。</p>
<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>身体発育記録、アレルギー調査票、緊急連絡表、入園時の個人面談記録（出産時も含む）健康状態、既往歴、離乳食の状況、発達の様子、発育グラフ、発達曲線、カウプ指数も記入できる統一された記録によりアセスメントが行われている。保育課程から、保育日誌、そして個人の記録まで全ての記録が整えられている、園長が率先して子供たちの心の育ちへの積極的な援助の評価・見直しができるように取り組んでいる。</p>
<p>評価対象 A - 1 保育所保 育の基本</p>	<p>保育課程は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を捉えて、保育の方針や目標に基づいて編成され、子どもとその背景や地域の実態、また家庭の状況や保育時間にも考慮されている。保育室は明るく衛生的で、温かな雰囲気があり、安全面に配慮した環境が整えられている。個別の指導計画を作成し、一人ひとりの子どもに応じた記録や評価を行っている。入所の際の家庭状況、既往症等を家庭と連携をとりながら適切な配慮もしている。保護者とは送迎児と連絡帳、出席表、年2回の保育参観において子どもの状態や育ちについて伝えると共に随時個別面談において保護者の相談に応じる等、家庭と連携した取り組みも図られている。</p> <p>子どもの人権尊重の意識を徹底するために、熊本県保育士部会の保育のしおりやドロシー・ロー・ノルト氏の「子どもが育つ魔法のことば」が活用されている。</p> <p>手洗い場やトイレは、明るく清潔で、設備の管理や清掃、寝具の消毒や乾燥などにも配慮し、園内外も清潔、安全に心掛けてい</p>

	<p>る。子どもの発達段階や興味関心に即した玩具や遊具などが用意されている。当番活動や体育遊び音楽合奏をすることで、社会的ルールを身につけ、楽器や物を大切にすることを育てている。大王原公園、ふるさと祭り、消防出初め式等、地域の伝統的な行事への参加を行っている。また毎日の読み聞かせやボランティアの読み聞かせも積極的に取り入れ、自分自身の興味・関心に応じて工夫して創った制作物も確認することができた。月1回職員が自己評価を記入し、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む課程に配慮しており、自らの保育実践を振り返り、改善や専門性の教条に努めていることは高く評価できる。定期的に園長や主任が見直すことで意識の向上につながっている。</p>
<p>A - 2 子どもの生活と発達</p>	<p>年2回健康診断・歯科検診の記録を残し、身体計測記録・成長曲線発育グラフや個人の保育記録を毎月記入している。それによって子ども一人ひとりの違いを十分に把握するようにしている。障がいのある子どもには個別に年間計画、期計画、月、週日案、個別に子どもの姿及び保育士の関わり及び援助を記入して対応している。役場の住民福祉課への相談や保健師、松橋療育センター等とも連携を図り、定期的に職員間で話し合い、安心して生活できる保育環境を整備している。</p> <p>子どもの状況については職員間で口頭と申し送り表を使って適切に行い、保護者との連携を密に行い、子どもの生活リズムに配慮されている。既往症や予防接種の情報は、入園時、進級時に毎回記入しており、子どものその日の健康状態にあわせて一日の過ごし方や食事の内容を柔軟に対応している。夏野菜づくりで栽培した食材や、芋掘りでとれた食材を使用し、田植え・脱穀・おむすび作り等を体験して食材に関心を持つよう取り組んでいる。年長児にはメニューの中に入っている食材を知らせ、三大栄養素の話をして食材や栄養に興味を示すようにしている。個人差や食欲に応じて調理員と相談して量を体調によって変えており、保育士と調理員が連携して喫食状況を把握している。お当番が配膳や片付けを手伝うようにしており、調理する場面も子どもたちが目にする機会を設けている。子どもの食べる量や好き嫌い等は保育士との連携を図り、また調理員が可能な限り子どもと一緒に食べて様子を見守り、喫食状況や残食を把握し、給食日誌等に記録している。子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理の工夫がなされている。保健計画や給食年間指導計画表から食育計画を作成し・保育所食育全体目標をたて、食育年間計画を離乳食未満児異常時アレルギー児とわけて作成している。給食会議を月一回開催し給食会議録を作成し、全体職員会議の時に報告して</p>

	<p>おり、会議録を閲覧できるようにしている。旬の食材を利用し、地産地消を心掛け、つぼん汁等の郷土料理を食事に取り入れ、伝統的な食文化を体験する機会を設けている。主治医等により診断されたアレルギー検査の結果をもとに、保護者からつけ加えられた指示によって、園と保護者で二重にチェックして間違いのないようにしており、代替え食を提供し、子どもの状況に応じて適切な対応をしている。配膳に関しても間違いが無いよう色分けして保育士が受け取り、他の子どもたちとの相違に子どもたちが気付かないように配慮している。施設長は保健衛生マニュアル、感染症マニュアル、給食衛生管理マニュアルを作成しリーダーシップを発揮しており、衛生管理は給食関係者が担当し定期的な会議において職員に周知、研修を行っている。</p>
<p>A - 3 保護者に対する支援</p>	<p>給食のサンプルを表示するとともに、データや食器、国産を使用していることなどを告知している。献立表(離乳食献立表)の中で発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。連絡帳を活用し、保護者からの相談を受けた場合には育児相談記録に記入している。保護者会主催の活動や役員会に園を開放し、活動には職員も参加・協力しており、保護者会会長からの連絡文書の配布も園で協力している。児童虐待マニュアルが完備されており、身体状況を把握する等の情報はクラス担任から園長・主任へ速やかに集められている。園舎内に虐待防止のポスター、新聞報道を掲示している。</p>

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人		
	家族・保護者	61人	
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果 【 保育所版 】

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立されている。		
	- 1 - (1) - 理念が明文化されている。	(a)・b・c
	- 1 - (1) - 理念に基づく基本方針が明文化されている。	(a)・b・c
- 1 - (2) 理念、基本方針が周知されている。		
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が職員に周知されている。	(a)・b・c
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	(a)・b・c

- 2 事業計画の策定

		第三者評価結果
- 2 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	- 2 - (1) - 中・長期計画が策定されている。	(a)・b・c
	- 2 - (1) - 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	(a)・b・c
- 2 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
	- 2 - (2) - 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・(b)・c
	- 2 - (2) - 事業計画が職員に周知されている。	a・(b)・c
	- 2 - (2) - 事業計画が利用者等に周知されている。	(a)・b・c

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 3 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
	- 3 - (1) - 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
	- 3 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
- 3 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	- 3 - (2) - 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
	- 3 - (2) - 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a・(b)・c

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 1 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	- 1 - (1) - 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	(a)・b・c
	- 1 - (1) - 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	(a)・b・c
	- 1 - (1) - 外部監査が実施されている。	(a)・b・c

- 2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
- 2 - (1) 人事管理の体制が整備されている。		
	- 2 - (1) - 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	(a)・b・c
	- 2 - (1) - 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・(b)・c

- 2 - (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	- 2 - (2) - 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・ b ・c
	- 2 - (2) - 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・ b ・c
- 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	- 2 - (3) - 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a ・b・c
	- 2 - (3) - 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・ b ・c
	- 2 - (3) - 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
- 2 - (4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	- 2 - (4) - 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a ・b・c

- 3 安全管理

		第三者評価結果
- 3 - (1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	- 3 - (1) - 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a ・b・c
	- 3 - (1) - 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a・ b ・c
	- 3 - (1) - 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a・ b ・c

- 4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
- 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	- 4 - (1) - 利用者地域との関わりを大切にしている。	a ・b・c
	- 4 - (1) - 事業所が有する機能を地域に還元している。	a ・b・c
	- 4 - (1) - ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a ・b・c
- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。		
	- 4 - (2) - 必要な社会資源を明確にしている。	a ・b・c
	- 4 - (2) - 関係機関等との連携が適切に行われている。	a ・b・c
- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズを把握している。	a ・b・c
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a ・b・c

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	- 1 - (1) - 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ・b・c
	- 1 - (1) - 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a ・b・c
- 1 - (2) 利用者満足の向上に務めている。		
	- 1 - (2) - 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	a ・b・c
- 1 - (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	- 1 - (3) - 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a ・b・c
	- 1 - (3) - 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a ・b・c
	- 1 - (3) - 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a ・b・c

- 2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
- 2 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	- 2 - (1) - サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (1) - 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c
- 2 - (2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	- 2 - (2) - 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (2) - 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
- 2 - (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	- 2 - (3) - 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (3) - 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (3) - 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

- 3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
- 3 - (1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	- 3 - (1) - 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
	- 3 - (1) - サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
- 3 - (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	- 3 - (2) - 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c

- 4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
- 4 - (1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	- 4 - (1) - 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
- 4 - (2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	- 4 - (2) - サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
	- 4 - (2) - 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

評価対象

A - 1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A - 1 - (1) 養護と教育の一体的展開		
	A - 1 - (1) - 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c

A - 1 - (2) 環境を通して行う保育		
	A - 1 - (2) - 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	a・Ⓑ・c
A - 1 - (3) 職員の資質向上		
	A - 1 - (3) - 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c

A - 2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A - 2 - (1) 生活と発達の連続性		
	A - 2 - (1) - 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (1) - 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (1) - 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

A - 2 - (2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A - 2 - (2) -	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a・b・c
A - 2 - (2) -	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a・b・c
A - 2 - (2) -	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a・b・c
A - 2 - (2) -	食育の取り組みを行っている。	a・b・c
A - 2 - (2) -	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a・b・c
A - 2 - (3) 健康及び安全の実施体制		
A - 2 - (3) -	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a・b・c
A - 2 - (3) -	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a・b・c

A - 3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A - 3 - (1) 家庭との緊密な連携		
A - 3 - (1) -	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・b・c
A - 3 - (1) -	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a・b・c
A - 3 - (1) -	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a・b・c
A - 3 - (1) -	保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	a・b・c
A - 3 - (1) -	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準 (評価対象 ~)	41	12	0
内容評価基準 (評価対象 A 1 ~ A 3)	27	2	0
合 計	68	14	0